

島根県報

令和5年11月28日 (火)

号外 第 130 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

H	% 7
H	◇

【告 示】

道路の区域の変更

道路の供用開始

(道路維持課)

(") 3

告示

島根県告示第791号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路種	<i>h</i> ~	路	線	名	道	路	の	×	-	域	66 to) or [1]. [
	類				区	間	変更育後の別		(地の	延長	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	三刀屋佐田線		ΞH	雲南市三刀屋町乙加宮 770番 6 地先から同1057 番 3 地先まで	A 前	6. 1	02~ 8. 15 00~ 8. 15	156.60	雪南胆+敕備	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事		
							後 A		02~ 8. 15	156. 60		仮設道撤去

島根県告示第792号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考	き
県 道	三刀屋佐田線	雲南市三刀屋町乙加宮770番6地先から 同1058番2地先まで	メートル	令和5年 11月28日	雲南県土整備 事務所		
"	池田中町線	隠岐郡隠岐の島町池田風呂前55番3地 先から同町池田高城2番地先まで	740.00		隠岐支庁県土 整備局		